

2024 年度 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業
調査レポート

2025 年度シンガポール予算案 税制改正の概要

(2025 年 2 月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)
シンガポール事務所

海外展開支援部

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）シンガポール事務所が現地会計事務所 SCS Global Consulting(S) Pte Ltd に作成委託し、2025年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび SCS Global Consulting(S) Pte Ltd は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付隨的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび SCS Global Consulting(S) Pte Ltd が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

ジェトロ・シンガポール事務所
E-mail : SPR@jetro.go.jp

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外展開支援部 中堅中小企業課 プラットフォーム班
E-mail : platform-bda@jetro.go.jp



目次

I. 予算案の概要	1
II. 法人税	1
1. 法人税の税率と税額控除	1
2. 国際化スキームにおける二重控除の延長.....	2
3. 普通株式の譲渡により生じたキャピタルゲイン非課税措置の強化.....	2
4. 新株発行に係る従業員株式報酬（EEBR）スキームの導入.....	3
5. コストシェアリング契約（CSA）に基づく研究開発費に対する税額控除の導入.....	3
III. 優遇税制	4
1. 合併・買収（M&A）スキームの延長	4
2. 土地集約化に関する税務上の減価償却（LIA）の延長と拡充.....	5
3. 金融セクターインセンティブ（FSI）スキームの優遇税率の見直し	5
4. シンガポール株式市場活性化のための税制優遇措置の導入.....	6
5. 海運関連ファイナンス契約（ASFA）アワードの導入.....	6
6. 海運業者向け税制優遇措置（MSI）の延長および拡充	7
IV. 個人所得税	8
1. 税額控除	9
2. 非居住調停専門家および非居住仲裁専門家に対する源泉税の特例措置の廃止	9
V. 電動の大型輸送車両とバスに対する道路税の追加定額部分の導入	9
VII. その他	10
1. 累進給与補助金制度（PWCS）の拡充	10
2. シニア就労者の中央積立基金（CPF）拠出率の引き上げおよび雇用者の負担軽減策	11
3. 企業向け SkillsFuture Enterprise Credit 制度の拡充.....	12
4. 企業融資スキーム（Enhanced Financing Scheme）の拡充	13

2025 年度シンガポール予算案（税制改正）の概要

I. 予算案の概要

2025 年 2 月 18 日、ローレンス・ウォン首相兼財務相により、2025 年度（2025 年 4 月～2026 年 3 月）予算案が発表された。今年の税制改正では、企業のコスト負担軽減目的として法人所得税では 2,000 シンガポール・ドル（以下、S ドル）の現金支給（CIT Rebate Cash Grant）、さらに 4 万 S ドルを上限とした 50% の税額控除、個人所得税でも、200S ドルを上限として 50% の税額控除が前年度と同様に付与される。

法人税率、個人所得税税率、源泉税率に変更はなく、引き続き投資先としての魅力を高め、国際競争力を強化するための支援策が含まれている。さらに、技術革新を支援する施策として企業がパートナーと協力して研究開発を進めるための既存スキームの拡大、シンガポール株式市場への投資促進のため、新規上場企業・投資ファンド向けの税制優遇措置を導入することが発表された。

税務当局（Inland Revenue Authority of Singapore : IRAS）：

2025 年予算案、税制改正の概要「[Budget 2025: Tax Changes and Enterprise Disbursements](#)」

II. 法人税

1. 法人税の税率と税額控除

2025 賦課年度において、2024 年 1 月から 12 月の間に少なくとも 1 名の現地従業員（シンガポール人または永住権者保有者）を雇用していたことが中央積立基金（CPF）の拠出状況で確認できた企業に対しては、昨年に続き 2,000S ドルの現金支給（CIT Rebate Cash Grant）が 2025 年 4 月より行われる予定である。なお、現地従業員のカウントには、会社の取締役兼株主は含まれない。

更に、昨年に続き CIT Rebate Cash Grant に加えて、2025 賦課年度において、法人税額の 4 万 S ドル（ただし、CIT Rebate Cash Grant を受給する場合は 4 万 S ドルから受給金額を控除した金額）を上限とした 50% の税額控除が付与される。

なお、法人税率は 17% で変更なく、免税枠について、2020 賦課年度より最初の 1 万 S ドルは 75%、次の 19 万 S ドルは 50% が適用されている。

IRAS : [Corporate Income Tax Rate, Rebates & Tax Exemption Schemes](#)

2. 国際化スキームにおける二重控除の延長

Double Tax Deduction for Internationalisation (以下、「DTDi」) スキームでは、適格市場開拓および投資開発費用の 200% 相当額の控除が認められている。

DTDi は 2025 年 12 月 31 日に失効する予定であるが、企業の国際化への取り組みを引き続き支援する目的で、適用期限を 2030 年 12 月 31 日に延長することが提案された。

詳細は、シンガポール企業庁（エンタープライズ・シンガポール）より 2025 年 6 月 30 日までに公表予定である。

IRAS : [Double Tax Deduction for Internationalisation Scheme](#)

シンガポール企業庁 : [Double Tax Deduction for Internationalisation](#)

3. 普通株式の譲渡により生じたキャピタルゲイン非課税措置の強化

企業が譲渡前の最低 24 ヶ月以上にわたり 20% 以上の株式保有率を維持している場合、2012 年 6 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までの期間における普通株式の譲渡により得た譲渡益について、所得税法セクション 13W に基づき非課税となる。

企業に対し法的確実性を高めるため、セクション 13W の適用期限を撤廃し、以下の改定を行うことが提案された。これらの改定は 2026 年 1 月 1 日以降に発生する譲渡益に適用される。なお、譲渡前の最低 24 ヶ月以上、20% 以上の株式保有要件については継続される。

- a) 保有している株式が、投資先企業によって適用される会計基準に基づいて「資本」として計上されている場合、優先株の譲渡益も、非課税の対象に含まれる。
- b) 株式保有割合（20%以上）の判定を、企業単体ではなくグループ単位で行うことを認める。

詳細は、IRAS より 2025 年 9 月 30 日までに公表予定である。

4. 新株発行に係る従業員株式報酬（Employee Equity-Based Remuneration : EEBR）スキームの導入

EEBR スキームでは、企業が自己株式を従業員へ付与する場合、および持株会社または特別目的会社（Special Purpose Vehicle、以下「SPV」）が発行済株式を従業員へ付与する場合に、発生する費用等について税務上損金算入することが認められているが、新株発行の場合には損金算入が認められていない。

当該制度の有効性の確保と競争力強化のため、2026 程課年度より企業が EEBR スキームにおいて持株会社の新株を発行するために持株会社または SPV に支払った金額について、損金算入を認めることが提案された。なお損金算入される金額は、以下のいずれか少ない方の金額とする。

- a) 企業が支払った金額。
- b) 従業員の利益のために株式が発行される時点での、株式の公正市場価値または純資産価値（公正市場価値が容易に得られない場合）から、従業員がその株式に対して支払う金額を差し引いた金額。

詳細は、IRAS より 2025 年 9 月 30 日までに公表予定である。

5. コストシェアリング契約（CSA）に基づく研究開発費に対する税額控除の導入

所得税法第 2 条の「研究開発 (Research and Development)」の定義を満たさないコストシェアリング契約 (Cost-Sharing Agreement : CSA) に基づくイノベーション活動に係る支出は、税務上損金算入ができない。

共同イノベーション活動を支援するため、承認された CSA に基づくイノベーション活動への支出について、2025 年 2 月 19 日より損金算入ができる。

詳細は、経済開発庁 (Economic Development Board of Singapore : EDB) より 2025 年 6 月 30 日までに公表予定である。

III. 優遇税制

1. 合併・買収 (Mergers and Acquisitions : M&A) スキームの延長

M&A スキームでは、一定の要件を満たす他社の適格買収に対して、以下の税制優遇措置が適用される。

- a) M&A Allowance : 買収価額の 25%相当額 (1,000 万 S ドルを上限とする) を 5 年間で税務上損金算入できる。
- b) 適格取得関連費用の 200%控除 (Double Tax Deduction) : 買収により発生した取引費用 (弁護士、会計士等への専門家報酬など) について、費用の二重控除 (10 万 S ドルを上限とする) が適用される。

なお、適用要件として、買収企業およびその最終親会社がシンガポール居住法人であることが要求されるため、日本企業が最終親会社となる場合では原則として適用されない。

M&A スキームは 2025 年 12 月 31 日に失効する予定であるが、企業の M&A による成長を引き続き支援する目的で、適用期限を 2030 年 12 月 31 日に延長することが提案された。

IRAS : 「[Mergers & Acquisitions \(M&A\) Allowance](#)」

2. 土地集約化に関する税務上の減価償却（Land Intensification Allowance : LIA）の延長と拡充

都市再開発庁（URA）が定める区域に一定の産業用建物を単独または複数の事業者で取得等する場合、適格建物および構築物の建設、改築または拡張について直接生じた費用について、25%の初期償却と5%の年間償却が認められる。LIAを活用したい建物所有者は、事前にEDBに適用申請をし、許可を受ける必要がある。また、EDBからの許可を受ける際、および受けた後も、建築物の総床面積の80%以上が承認を受けた使用者または関連使用者（承認を受けた使用者と直接または間接的に75%以上の株式保有関係がある者）の適格活動のために使用され、総容積率も一定の基準を満たしていなければならない。

LIAは2025年12月31日に失効する予定であるが、シンガポールにおける土地の有効利用を促進することを目的として、適用期限を2030年12月31日に延長し、2026年1月1日以降に行われるLIA申請により、関連使用者とみなされるための株式保有要件が「75%以上」から「50%以上」へ緩和されることが提案された。

詳細は、シンガポール建設庁（Building and Construction Authority : BCA）およびEDBより2025年9月30日までに公表予定である。

IRAS：「[Land Intensification Allowance \(LIA\)](#)」

3. 金融セクターインセンティブ（Financial Sector Incentive : FSI）スキームの優遇税率の見直し

FSIでは、適格銀行および金融活動、統括およびコーポレートサービス、ファンド管理および投資アドバイザリーサービスから生じる所得に対して、10%または13.5%の優遇税率が適用される。

税制優遇措置の有効性の確保と競争力強化のため、2025年2月19日よりFSI-スタンダードティア（FSI-Standard Tier）、FSI-信託会社（FSI-Trustee Company）およびFSI-統括拠点サービス（FSI-Headquarter Services）スキームに対して15%の優遇税率（Concessionary Tax Rate :CTR）カテゴリーが追加される。

詳細は、通貨金融庁（Monetary Authority of Singapore : MAS）より 2025 年 6 月 30 日までに公表予定である。

4. シンガポール株式市場活性化のための税制優遇措置の導入

シンガポールでの新規上場を奨励し、上場株式への投資需要を高めるため、以下の税制優遇措置を導入することが発表された。

a) シンガポール証券市場に新規上場する企業に対する法人税の税額控除（Listing CIT Rebate）

一定の要件を満たす新規上場企業（シンガポール居住法人）は、プライマリー上場（Primary listings）の場合には 20%、セカンダリー上場（Secondary listings）の場合には 10% の税額控除（時価総額が 10 億 S ドル以上の企業の場合、賦課年度あたり 600 万 S ドル、時価総額が 10 億 S ドル未満の場合、賦課年度あたり 300 万 S ドルの税額控除の上限あり）が 5 年間にわたり適用される。申請期限は 2027 年 12 月 31 日であり、対象企業は上場を 5 年間維持する必要がある。

b) シンガポール証券市場に新規上場するファンドマネージャーに対する優遇税率

ファンドマネージャーまたはその親会社が新規でプライマリー上場し、一定の要件を満たす場合、そのファンドマネージャーのファンド管理および投資顧問業務から得られる適格所得に対して 5% の優遇税率が適用される。申請期限は 2028 年 12 月 31 日であり、対象企業は上場を 5 年間維持する必要がある。

c) シンガポール証券市場の上場株式に投資するファンドから生じる、ファンドマネージャーの適格所得に対する免税措置

一定の要件を満たす適格ファンドを運用するファンドマネージャーが得た、ファンド管理および投資顧問手数料については非課税となる。申請期限は 2028 年 12 月 31 日であり、ファンドマネージャーが管理するファンドごとに 5 年間適用される。

5. 海運関連ファイナンス契約（Approved Shipping Financing Arrangement : ASFA）アワードの導入

2025年2月19日より、承認を受けた船舶および海上コンテナの所有者および管理者に対し、ASFAアワードの優遇税制措置が適用される。ASFAアワードでは、2031年12月31日以前に締結される船舶およびコンテナの購入または建造の資金調達のための適格契約に関して、非居住者の貸手に支払う利息および関連する支払いに対する源泉税が免除される。

さらに、ASFAアワード受領者に係るファイナンスリース契約において、非居住者の貸手に支払われる船舶およびコンテナのリース料（シンガポールの恒久的施設を通じた支払いを除く）も源泉税免除の対象となる。

詳細は、海事港湾庁（Maritime and Port Authority of Singapore、以下「MPA」）より2025年6月30日までに公表予定である。

6. 海運業者向け税制優遇措置（Maritime Sector Incentive : MSI）の延長および拡充

船舶運航業者、海事リース業者および特定の海運関連支援サービス提供者は、以下の MSI サブスキームに基づき、各種税制優遇措置が適用される。各 MSI スキームは 2026 年 12 月 31 日に失効する予定であるが、シンガポールを国際的な海事ハブとして引き続き発展させるため、適用期限を 2031 年 12 月 31 日まで延長することが提案された。

a) 認定海運業者 (MSI-Maritime Sector Incentive Registry of Ship : MSI-SRS)

シンガポール船籍の船舶運航から得られる適格所得が免税となるほか、認定された船舶の購入または建造に係る利息の支払いに対する源泉税が免除される。

b) 認定国際海運企業 (MSI-Approved International Shipping Enterprise Award : MSI-AIS)

世界の主要港に国際的なネットワークを有する国際海運会社で、シンガポールでのオペレーションを拡充する事業計画を有する会社は、MPA に認定されると特定の海運所得に対する法人税と、シンガポールの非居住法人に支払う傭船料に係る源泉税が免除される。

c) 海事リーシング・アワード (MSI-Maritime Leasing Award : MSI-ML(Ship, Container))

シンガポールにて船舶またはコンテナのリース事業に携わる会社、船舶投資ファンド、信託会社、パートナーシップは、認定されると 5 年間を上限として、特定のリースまたは傭船所得に対する法人税に 10% の軽減税率が適用される。さらに、認定された船舶の購入または建造、コンテナ取得等に係る利息の支払いに対する源泉税が免除される。

d) 海運関連支援サービス・アワード (MSI-Shipping-related Support Services Award : MSI-SSS)

シンガポールにて船舶の運航と物流に関与する船舶代理店業務、海上運賃の先物取引、船舶売買の仲介、船舶管理、物流サービスなど、海運関連支援サービスのオペレーションを拡充する事業計画を有する会社は、認定されると 5 年間にわたり海運関連支援サービスから稼得する収益増加分の法人税に対し、10% の軽減税率が適用される。

さらに、MSI の有効性の確保のため、2025 年 2 月 19 日より適用範囲を以下のとおり拡充することが発表された。

- a) MSI-SRS、MSI-AIS および MSI-SSS における認定船舶管理サービスの範囲に、排出管理サービスを追加する。
- b) MSI-SRS および MSI-AIS における沖合再生可能エネルギー活動の範囲に、陸上で生成された再生可能エネルギーの海底分配を追加する。
- c) MSI-ML(Ship)における沖合再生可能エネルギー活動に使用される船舶の範囲に、陸上で生成された再生可能エネルギーの海底分配を支援する船舶を追加する。
- d) ファイナンスリースとして第三者からリースされた資産を、MSI-ML(Ship)および MSI-ML(Container)の適格資産として認める。
- e) MSI-SSS における海運関連支援サービスの範囲に、海事技術サービスを追加する。

詳細は MPA より 2025 年 6 月 30 日までに公表予定である。

IV. 個人所得税

1. 税額控除

シンガポール建国 60 周年を記念した政策の一環として、200 S ドルを上限として、2025 賦課年度の個人所得税に対して 60%の税額控除を適用することが提案された。

IRAS : [「Personal Income Tax Rebate」](#)

2. 非居住調停専門家および非居住仲裁専門家に対する源泉税の特例措置の廃止

通常、非居住専門家の個人所得税は、シンガポールで提供したプロフェッショナルサービスに係る報酬総額に対して税率 15%、または経費控除後の所得純額に対して、個人所得税の最高税率 24%のいずれかの方法での源泉税課税を選択できる。

2023 年の税制改正で、2023 年 4 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日の間、非居住調停専門家および非居住仲裁専門家がシンガポールで提供したプロフェッショナルサービスに係る報酬総額に対して、優遇税率 10%を適用する特例措置が導入された。

非居住専門家の所得に対する課税の取り扱いの整合性を確保するため、本特例措置は 2027 年 12 月 31 日に廃止される。政府は、今後も包括的な政策や施策を通じて、国際調停セクターや国際仲裁セクターへの支援を継続することを検討中であるが、2028 年以降は、非居住調停専門家および非居住仲裁専門家への報酬も他の専門家と同様に、所得総額に対して税率 15%、または経費控除後の所得純額に対して、個人所得税の最高税率の 24%のいずれかの方法での源泉税課税を選択できる。

IRAS : [「Payments to Non Resident Arbitrator」](#)

[「Payments to Non Resident Mediator」](#)

V. 電動の大型輸送車両とバスに対する道路税の追加定額部分の導入

内燃エンジン搭載車に対して適用されている燃料税は、政府歳入に寄与しており、内燃エンジン搭載車の使用料としても機能している。電動車両は、環境に優しいものの、使用料が免除されるべきはないというのが政府の方針である。クリーンエネルギー自動車の使用料の設定方法については、政府で検討中のため、暫定措置として、電動の自動車、小型輸送車両、オートバイに導入されている道路税の追加定額部分 (Additional Flat Component, AFC)について、電動の大型輸送車両（最大積載量 3.5 トン超の輸送車両）と電動バスにも新たに適用されることが公表された。

AFC は、2026 年 1 月から 3 年間に亘り段階的に導入され、2028 年 1 月以降は、電動大型輸送車両が 250 S ドル/年、電動小型バスと電動大型バスがそれぞれ 190 S ドル/年、550 S ドル/年に設定される予定である。

AFC の導入スケジュールは以下表のとおりである。2026 年 1 月 1 日以降に登録された以下の車両には、1 年間の道路税に以下表の AFC が含まれる。

登録期間	電動大型輸送車両 (最大積載量 3.5 トン 超)	電動小型バス (最大積載量 3.5 トン以 下)	電動大型バス (最大積載量 3.5 トン 超)
2026 年 1 月 1 日～ 2026 年 12 月 31 日	100 S ドル	50 S ドル	200 S ドル
2027 年 1 月 1 日～ 2027 年 12 月 31 日	150 S ドル	100 S ドル	350 S ドル
2028 年 1 月 1 日以 降	250 S ドル	190 S ドル	550 S ドル

VII. その他

1. 累進給与補助金制度 (Progressive Wage Credit Scheme : PWCS) の拡充

PWCS は、低所得労働者を対象とした賃金の段階的な引き上げの支援を目的として、2022 年の 予算案で導入された。2022～2026 年におけるシンガポール人及びシンガポール永住権保有者 (現地従業員) の昇給の一部を政府が負担する制度で、概要は以下のとおりである。

- a) 2022～2026 年の 5 年間における月給 3,000 S ドル以下の現地従業員の給与引き上げに対して、補助金が支給される。各対象年度の現地従業員 1 人あたりの平均月給昇給額が 100 S ドル以上の場合、PWCS 支給の対象となる。
- b) 上記 a)の要件を満たす場合、政府は、各対象年度の昇給に対して、2 年間補助金を支給する。例えば、2024 年の昇給が、2025 年も維持された場合には、2024 年と 2025 年の 2 年間、補助金を支給する。
- c) 昇給後の平均月給が 4,000 S ドルを超える現地従業員には PWCS は適用されない。

政府が負担する現地従業員の給与の割合は、以下表の通りで、2022 年から 2024 年の間は、月給により補助金の支給割合が異なる。

対象年度	補助金支給時期	月給 2,500 S ドル以下	月給 2,500 S ドル超、3,000 S ドル以下
2022	2023 年 Q1	75%	45%
2023	2024 年 Q1	75%	45%
2024	2025 年 Q1	50%	30%

2025 年予算案で、2025 年と 2026 年に政府が負担する現地従業員の給与の割合について、月給 3,000 S ドル以下の場合、以下表のとおり、2025 年の昇給額を 30%から 40%に引き上げ、2026 年の昇給額を 15%から 20%に引き上げることが公表された。

対象年度	補助金支給時期	月給 3,000 S ドル以下
2025	2026 年 Q1	40% (+10%)
2026	2027 年 Q1	20% (+ 5%)

PWCS は申請手続き不要で、支給額は CPF 披出情報をもとに計算される。電子的に銀行口座に振り込まれるため、対象企業は、IRAS への GIRO 登録もしくは、PayNow Corporate の登録が必要となっている。

IRAS : [「Progressive Wage Credit Scheme」](#)

2. シニア就労者の中央積立基金（Central Provident Fund : CPF）拠出率の引き上げおよび雇用者の負担軽減策

CPF はシンガポール人およびシンガポール永住権保持者の従業員を対象とした制度で、雇用者および従業員は、給与に対して一定の割合で CPF を拠出することになっている。

2019 年に、55~70 歳の CPF 拠出率については、2030 年までに段階的に引き上げられる予定であることが発表され、2022 年 1 月、2023 年 1 月、2024 年 1 月に引き上げが実施された。2025 年予算案で、2026 年 1 月 1 日より、55 歳超~65 歳の従業員を対象として、以下表のとおり、CPF 拠出率を引き上げることが公表された。企業の負担を軽減する目的で、2026 年 1~12 月の 1 年間について、雇用者の CPF 拠出率の増加分の半分 (0.25%) に相当する金額は、政府が負担する。

現地従業員の年齢	現状 (2025 年 1 月~)	2026 年 1 月~ (2025 予算案での提案)	2030 年まで
55 歳以下	37.0% 雇用者 : 17.0% 従業員 : 20.0%	同左	同左
55 歳超~60 歳	32.5% 雇用主 : 15.5% 従業員 : 17.0%	34.0% (+1.5%) 雇用主 : 16.0% (+0.5%) 従業員 : 18.0% (+1.0%)	37.0% 雇用主 : 17.0% 従業員 : 20.0%
60 歳超~65 歳	23.5% 雇用主 : 12.0% 従業員 : 11.5%	25.0% (+1.5%) 雇用主 : 12.5% (+0.5%) 従業員 : 12.5% (+1.0%)	26.0% 雇用主 : 13.0% 従業員 : 13.0%
65 歳超~70 歳	16.5% 雇用主 : 9.0% 従業員 : 7.5%	同左	同左
70 歳超	12.5% 雇用主 : 7.5% 従業員 : 5.0%	同左	同左

CPF : 「[What are the changes to CPF contribution rates from 1 January 2026](#)」

3. 企業向け SkillsFuture Enterprise Credit 制度の拡充

SkillsFuture Enterprise Credit は、企業改革や人材改革を奨励するため、一定の要件を満たした場合、企業による政府指定のプログラム参加費用の負担軽減を目的とした制度で、2020 年予算案で公表され、2022 年からより多くの企業が恩恵を受けられるようになった。本制度の適用を受けるには、企業は研修費用を先に支払い、後日、シンガポール政府機関に対して行政手続きを行う Gobusiness ポータルに CorpPass アカウントでログインの上、オンラインで管轄機関の SkillsFuture に必要資料を提出し、実費精算を電子申請する手続きが必要となっている。また、本制度の存在や活用方法について十分に周知し、企業の資金負担を軽減するため、より使いやすいオンラインウォレットのように機能する制度に改良される。企業は容易にクレジットの残高を確認できるようになり、人材変革プロジェクトや研修に係る適格費用について、クレジットから直接支払うことができるようになる。

3 名以上の現地従業員を雇用するすべての企業に対して、新たに 10,000S ドルがクレジットとして 2026 年の下半期に支給され 3 年間使用可能となる。既存のクレジットについては、2025 年 6 月に失効予定であるが、新クレジットが導入されるまで有効期限が延長される。

4. 企業融資スキーム（Enhanced Financing Scheme）の拡充

Enhanced Financing Scheme (EFS) は、シンガポール企業庁による資金調達支援スキームで、グループ連結ベースの売上が 5 億 S ドル以下、かつ 30% 以上の株式が直接的または間接的にシンガポール人もしくは永住権保持者に保有されているシンガポール企業を対象としている。企業は、本スキームに参加しているシンガポール金融機関に融資を申請する。

EFS - Trade Loan は、シンガポール国内外での貿易や企業の国際化資金調達支援を目的としている。融資額の上限について、2025 年 3 月 31 日を適用期限として、500 万 S ドルから 1 千万 S ドルに引き上げられていたが、2025 年 4 月以降も恒久的に 1,000 万 S ドルとすることが、2025 年予算案で公表された。その他の条件は、現行ルール通りで、返済期限 1 年、政府保証 50%、利率は融資を受ける金融機関の査定による。

EFS - Mergers and Acquisitions Loan は、シンガポール企業による国内外の企業買収における資金調達支援を目的としている。2025 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までの期間については、対象範囲を拡大し、買収する企業の株式取得に加えて、資産取得における資金調達も支援する予定であることが、2025 年予算案で公表された。柔軟で包括的な資金調

達策により、シンガポール企業が M&A で社外に存在する資源を獲得し、より効率的に事業を発展できる環境を整える方針である。その他の条件は、現行ルール通りで、融資の上限額は 5 千万 S ドル、返済期限 5 年、政府保証 50%、利率は融資を受ける金融機関の査定による。